

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下「要領」という。）第14条の規定に基づき、長野県（以下「県」という。）が評価機関の認証を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(法人格)

第2条 要領第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。

(福祉サービス)

第3条 要領第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第3項第11号に規定される社会福祉事業として提供されるサービス
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定される居宅サービス、同条第14項に規定される地域密着型サービス、同条第21項に規定される居宅介護支援、同条第23項に規定される施設サービス、第8条の2第1項に規定される介護予防サービス、同条第14項に規定される地域密着型介護予防サービス及び同条第18号に規定される介護予防支援
- (3) 第1号及び前号に掲げるサービスのほか、県が評価の対象とする福祉サービス

2・3号・・・一部改正（平成18年3月2日）

(福祉サービス事業者)

第4条 要領第2条第4号に規定する「福祉サービス事業者」とは、福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

(代表者等が関係する福祉サービス事業者)

第5条 要領第2条第5号に規定する「代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、各号中「所属」とは、代表者や理事、役員であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の代表者、理事、役員若しくはこれら以外で雇用関係にある者（次号において「代表者等」という。）が現在所属する又は以前所属していた法人（地方公共団体等の公法人を含む。以下同じ。）及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- (2) 評価機関の代表者等の4親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族又は評価機関の代

表者等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者が、現在所属する法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所

- 2 県は、評価機関と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ長野県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 項・・・一部改正（平成 18 年 4 月 1 日）

（評価機関が関係する福祉サービス事業者）

- 第 6 条 要領第 2 条第 6 号に規定する「評価機関が関係する福祉サービス事業者」とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか、又は過去 3 年の間に経営等に関係していたすべての施設及び事業所をいう。

（評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者）

- 第 7 条 要領第 2 条第 7 号に規定する「評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価機関に対する出資等により、意思決定に関与可能な法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- (2) 評価機関が出資等を行うことにより、意思決定に関与可能な法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- (3) 上記(1)又は(2)に類するすべての施設及び事業所

（評価を実施した福祉サービス事業者の事業）

- 第 8 条 要領第 2 条第 8 号に規定する「評価を実施した福祉サービス事業者の事業に係る」とは、評価機関が評価を実施した施設、事業所に対して、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて経営等に関係することをいう。

（当該評価機関を主たる所属とする評価調査者）

- 第 9 条 要領第 2 条第 9 号に規定する「当該評価機関を主たる所属とする評価調査者」とは、当該評価機関が評価調査者としての資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価調査者をいう。

（所属）

- 第 10 条 要領第 2 条第 9 号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から

当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていることをいう。

- 2 評価調査者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行えないものとする。
- 3 1人の評価調査者について、主たる所属評価機関は1ヵ所とする。

(組織運営管理業務を3年以上経験している者等)

第11条 要領第2条第9号に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

- (1) 常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する常勤の役員として3年以上経験している者
- (2) 常勤職員が20人以上の法人組織の常勤の役員ではないが、常勤職員として、法人組織内で常勤職員が20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上経験している者
- (3) 組織運営管理に関し専門的な知識を有し、経営相談、経営指導等に通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (4) 大学・短期大学、専門学校において週1回以上講義を行い、かつ経営分野の教育と研究に3年以上専念している者
- (5) (1)から(4)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)又は(4)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

3号・・・一部改正(平成18年3月2日)

5号・・・一部改正(平成18年4月1日)

(福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者等)

第12条 要領第2条第9号に規定する「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

- (1) 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士、医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、栄養士(管理栄養士を含む。)のいずれかの資格を有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (2) (1)に規定する以外の資格でこれと同等と認められるものを有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者。なお、この場合において、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

- (3) 訪問介護員養成研修 2 級課程修了者、障害児（者）ホームヘルパー養成研修 2 級課程修了者又は居宅介護従業者養成研修 2 級課程修了者で、当該業務を通算して常勤 3 年間に相当する程度経験している者
- (4) 福祉サービス現場で、常勤職員として、利用者に対する直接的な援助業務を 3 年以上経験している者
- (5) 福祉関係法令に定める相談業務を、常勤職員として 3 年以上経験している者
- (6) 大学・短期大学、専門学校において週 1 回以上講義を行い、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に 3 年以上専念している者
- (7) (1) から (6) までのいずれの経験年数も 3 年未満であるが、合算すると 3 年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)、(4)、(5) 又は (6) と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。
- (8) 行政、社会福祉協議会、非営利団体又は民間企業の常勤職員として、福祉サービス現場の経験（相談業務を含む。）はないが、福祉分野の業務経験を 3 年以上有し、かつ、業務を通じて福祉サービス現場への訪問が 30 か所以上あり、福祉サービス現場を熟知していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。
- (9) 団体に所属するなどして、福祉サービスに関わる相談、情報提供、第三者苦情解決制度、権利擁護、ボランティアコーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者に係わる活動に従事し、通算して常勤 3 年間に相当する程度の従事経験があると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。
- (10) 認知症高齢者グループホーム評価調査者養成研修修了者（認知症介護研究・研修東京センターが実施したものに限る。）であって、現に評価調査者として従事している者
 - 1～3・9号・・・一部改正（平成 18 年 3 月 2 日）
 - 2・7～9号・・・一部改正（平成 18 年 4 月 1 日）

（評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者）

第 13 条 要領第 2 条第 12 号に規定する「評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価調査者が現在、代表者、理事、役員若しくはこれら以外で雇用関係（この号において「代表者等の関係」という。）にある又は以前、代表者等の関係にあった法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所。
 - (2) 評価調査者の 4 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族（以下「評価調査者と親族関係にある者」という。）又は評価調査者と親族関係にある者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者が、現在代表者、理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- 2 県は、評価調査者と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的に

ないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

2項・・・一部改正（平成18年4月1日）

（評価調査者自らが業務等で関係する福祉サービス事業者）

第14条 要領第2条第13号に規定する「評価調査者自らが業務等で関係する福祉サービス事業者」とは、評価調査者が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設及び事業所をいう。

（評価を実施した評価調査者、評価手順、県が定める評価項目の評価結果等）

第15条 要領第2条第16号に規定する「評価を実施した評価調査者、評価手順、県が定める評価項目の評価結果等」とは、当該評価を実施した評価調査者の氏名、県が定める評価項目に関する評価の手順、評価方法、福祉サービス事業者の公表に関する同意・不同意の意思表示、評価結果を示した書類をいう。

（開示）

第16条 要領第2条第18号に規定する「開示」とは、評価機関の主たる事務所の所在地（評価業務を行う部署が、法人の主たる事務所の所在地と違う場合には、評価業務を行う部署の所在地）に書類を備えて置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成・活用し、福祉サービスの利用者や福祉サービス事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

（実施状況報告書）

第17条 要領第2条第20号に規定する「実施状況報告書」とは、県に対し、県の定めた内容を報告する書類をいう。

（申請に必要な書類）

第18条 要領第3条に規定する「申請書に必要な書類」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 法人の定款、寄付行為等及び法人の登記簿の謄本（交付後6か月以内のもの。写しで可。）
- (2) 当該年度の法人の事業計画書及び収支予算書
- (3) 前年度の法人の決算書
- (4) 評価事業の実績（実績がある場合のみ）
- (5) 役員名簿（氏名、役職名、現職（他の団体の職員等である場合は所属・役職を含む。）

を明記。)

- (6) 第三者評価事業の実施に関する誓約書
- (7) 会員等状況届出書
- (8) 所属評価調査者名簿（主たる所属評価調査者用及び従たる所属評価調査者用（主たる所属評価機関の同意書を添付））
- (9) 要領第 2 条第 4 号に規定する委員会を設置する場合は、同委員会を構成するすべての委員名簿（氏名、同号ア、イ、ウ又はエに関する資格又は経歴、現職（他の団体の職員等である場合は所属・役職を含む。）を明記。）
- (10) 標準的な評価手順に関する規程
- (11) 倫理規程（守秘義務に関する規程を含む。）
- (12) 料金表
- (13) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の氏名
- (14) その他必要な書類

3号・・・一部改正（平成18年3月2日）

（評価機関の運営が適正を欠く）

第 19 条 要領第 10 条に規定する「評価機関の運営が適正を欠く」とは、評価機関と同一法人が行う評価業務以外の業務で、法令に違反し、又は不正若しくは著しく不当な行為をし、これにより評価業務に支障があることを含むものとする。

（不正な行為）

第 20 条 要領第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと
- (2) 評価を行った福祉サービス事業者から、評価料金とは別に金品を受取ること
- (3) 守秘義務に反すること
- (4) 福祉サービスの利用者や福祉サービス事業者等の人権を侵害すること
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと
- (6) 法令に違反する行為を行うこと
- (7) その他社会通念上不正な行為と認められる行為を行うこと

（公表する事項）

第 21 条 要領第 12 条の規定に基づき県ホームページで公表する事項は、認証又は取消の別、評価機関名、代表者氏名、所在地、認証又は取消の年月日、取り消しにあってはその事由及びその他の事項とする。

(補足)

第 22 条 この細則に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 3 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。